

令和4年2月1日開催

石狩市教育委員会会議（2月定例会）資料

<議案第6号>

- ・石狩市公民館条例施行規則の一部改正について P 3～P 16

議案第6号

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年2月1日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則

(石狩市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 石狩市公民館条例施行規則(平成3年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="190 818 1097 917"> <tr> <td>開館時間</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </table>	開館時間	午前9時から午後10時まで	休館日	火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	
開館時間	午前9時から午後10時まで				
休館日	火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで				
<p>(使用の承認)</p> <p>第5条 条例第7条の規定により、公民館の施設又は附属設備を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、石狩市公民館使用申請書(別記第1号様式)、石狩市公民館定期使用申請書(別記第2号様式)又は石狩市公民館附属設備使用申請書(別記第3号様式)を委員会に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、使用承認を決定したときは、使用料の納入を確認した<u>うえ</u>、石狩市公民館使用承認書(別記第4号様式)、石狩市公民館定期使用承認書(別記第5号様式)又は石狩市公民館附属設備使用承認書(別記第6号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、委員会は特別の事由があると認めたときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。</p>	<p>(使用承認)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定により、公民館を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、石狩市公民館使用申請書(別記第1号様式)又は石狩市公民館定期使用申請書(別記第2号様式)を委員会に提出し、<u>その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、使用承認を決定したときは、<u>条例第8条の規定による使用料の納入を確認した上</u>、石狩市公民館使用承認書(別記第3号様式)又は石狩市公民館定期使用承認書(別記第4号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、委員会は、<u>特別の事由があると認めたときは</u>、使用料について使用後の納付を認めることができる。</p>				

(施設又は附属設備のき損又は滅失の届出等)

第6条 公民館を使用する者（以下「使用者」という。）が公民館の施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の届出があった場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条第2項に規定する減免は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなった場合

(2)～(3) 略

(報告)

第9条 館長は、各月の事業計画及びその実施状況を教育長に報告しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減免率は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第6条 略

(1) 災害その他公民館を使用する者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合

(2)～(3) 略

(販売行為等の禁止)

第7条 使用者は、公民館において物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(施設、備品等の毀損又は滅失の届出等)

第8条 使用者が公民館の施設、備品等を毀損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(読替規定)

第9条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第4条（第2項ただし書を除く。）、第7条及び前条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 条例第16条第4項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合にあつ

ては、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第4条第1項	条例第7条第1項	条例第16条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項
	使用しようとする者	利用しようとする者
	石狩市公民館使用申請書 (別記第1号様式)	石狩市公民館利用申請書
	石狩市公民館定期使用申請書 (別記第2号様式)	石狩市公民館定期利用申請書
	委員会	指定管理者
第4条第2項	委員会	指定管理者
	使用承認	利用承認
	条例第8条	条例第16条第4項の規定により読み替えて適用する条例第8条
	使用料	利用料金
	石狩市公民館使用承認書 (別記第3号様式)	石狩市公民館利用承認書
	石狩市公民館定期使用承認書 (別記第4号様式)	石狩市公民館定期利用承認書
	使用後	利用後
第5条	条例第8条第2項	条例第16条第4項の規定により読み替えて適用する条例第8条第2項
	使用料	利用料金
	別表のとおりとする	別表を基準とする

第6条	条例第9条	条例第16条第4項の規定により読み替えて適用する条例第9条
	使用料	利用料金
	使用する者（以下「使用者」という。）	利用する者（以下「利用者」という。）
	使用できなくなった	利用できなくなった
	使用日	利用日
	使用の	利用の
	委員会	指定管理者
第7条	使用者	利用者
	委員会	指定管理者
第8条	使用者	利用者
	委員会	指定管理者
別表	使用する	利用する

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第5条関係）

略

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第7条関係）

略

別記第1号様式（第5条関係）

石狩市公民館使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

下記のとおり使用したいので承認願います。

施設名	石狩市公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() -		
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他（右欄）へ送付	住所 〒 氏名	その他の送付先		
使用備品					
使用予定人数	人				
使用する部屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の減免申請	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

※ 下欄は、記入しないでください。

使用料内訳		使用料	※減免額	納付額
		円	円	円
館長		上記申請について使用承認を決定する 年 月 日		承認番号 調定番号

別記第1号様式（第4条関係）

石狩市公民館使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

団 体 名
申請者 代表者氏名
代表者住所

石狩市公民館を使用したいので、次のとおり申請します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使用目的（行事名）					
使用責任者氏名		使用責任者連絡先	() -		
使用する部屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
		月 日 ()	: :	: :	時間
使用人数	人	使用備品			

使用料の減免申請	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表__項__号に該当
----------	--

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第2号様式（第5条関係）

石狩市公民館定期使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

下記のとおり定期使用したいので承認願います。

施設名	石狩市公民館				
使用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー		
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名		
使用備品					
使用予定人数	人				
使用する部屋及び時間	第1希望	使用期間	年 月 日 から 年 月 日		
		曜日（毎週・第、週）			
		第5週目を（ <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない）、祝祭日を（ <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない）			
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
			:	:	時間
	第2希望	使用期間	年 月 日 から 年 月 日		
		曜日（毎週・第、週）			
		第5週目を（ <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない）、祝祭日を（ <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない）			
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
		:	:	時間	

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の減免申請	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

※ 下欄は、記入しないでください。

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
円× 時間× 回	円	円	円
館長	上記申請について 使用承認を決定する 年 月 日		承認番号 調定番号

別記第2号様式（第4条関係）

石狩市公民館定期使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

団 体 名
申請者 代表者氏名
代表者住所

石狩市公民館を定期使用したいので、次のとおり申請します。

施設名	公民館				
使用目的（行事名）					
使用責任者氏名	使用責任者連絡先	() ー			
使用する部屋及び時間	第1希望	使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
		曜日（毎週・第、週）			
		第5週目を（ <input type="checkbox"/> 含む、 <input type="checkbox"/> 含まない）、祝日を（ <input type="checkbox"/> 含む、 <input type="checkbox"/> 含まない）			
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
			:	:	時間
	第2希望	使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
		曜日（毎週・第、週）			
		第5週目を（ <input type="checkbox"/> 含む、 <input type="checkbox"/> 含まない）、祝日を（ <input type="checkbox"/> 含む、 <input type="checkbox"/> 含まない）			
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
		:	:	時間	
使用人数	人	使用備品			

使用料の減免申請	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表__項__号に該当
----------	--

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第3号様式（第5条関係）

石狩市公民館附属設備使用申請書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

下記のとおり使用したいので承認願います。

責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() —	
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名	
使用予定人数	人			
使用する設備及び日時		附属設備名	窯入れ日時	窯出し日時
	素焼き	陶芸窯1（小）	月 日（ ） :	月 日（ ） :
		陶芸窯2（大）	月 日（ ） :	月 日（ ） :
	本焼き	陶芸窯1（小）	月 日（ ） :	月 日（ ） :
陶芸窯2（大）		月 日（ ） :	月 日（ ） :	

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の減免申請	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

※ 下欄は、記入しないでください。

使用料内訳		使用料	※減免額	納付額
		円	円	円
館長		上記申請について使用承認を決定する 年 月 日	承認番号	調定番号

別記第4号様式（第5条関係）（表面）

石狩市公民館使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

施設名	石狩市公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー		
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名		
使用備品					
使用予定人数	人				
使用する部屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の減免承認	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

別記第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

石狩市教育委員会

石狩市公民館使用承認書

次のとおり使用を承認します。

施設名	公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使用目的（行事名）					
使用責任者氏名	使用責任者連絡先		() ー		
使用する部屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
使用人数	人	使用備品			

使用料の減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表__項__号に該当
----------	--

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第4号様式（裏面）

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式（第5条関係）（表面）

石狩市公民館定期使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

施設名	石狩市公民館				
使用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() -		
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他(右欄)へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名		
使用備品					
使用予定人数	人				
使用する部屋及び時間	第1希望 <input type="checkbox"/> 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日		
		曜日(毎週・第、週)			
		第5週目を(□含む □含まない)、祝祭日を(□含む □含まない)			
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
			:	:	時間
	第2希望 <input type="checkbox"/> 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日		
		曜日(毎週・第、週)			
		第5週目を(□含む □含まない)、祝祭日を(□含む □含まない)			
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
		:	:	時間	

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の減免承認	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
円× 時間× 回	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

別記第4号様式（第4条関係）

年 月 日
様
石狩市教育委員会
石狩市公民館定期使用承認書

次のとおり使用を承認します。

施設名	公民館				
使用目的(行事名)					
使用責任者氏名	使用責任者連絡先		() -		
使用する部屋及び時間	第1希望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		曜日(毎週・第、週)			
		第5週目を(□含む、□含まない)、祝日を(□含む、□含まない)			
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
			:	:	時間
	第2希望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		曜日(毎週・第、週)			
		第5週目を(□含む、□含まない)、祝日を(□含む、□含まない)			
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
		:	:	時間	
使用人数	人	使用備品			
使用料の減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市公民館条例第8条第2項及び同条例施行規則別表__項__号に該当				

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第5号様式（裏面）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第6号様式（第5条関係）（表面）

石狩市公民館附属設備使用承認書

団 体 名
 代表者住所
 代表者氏名 様

責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() —	
納付書送付先	<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 代表者へ送付 <input type="checkbox"/> その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名	
使用予定人数	人			
使用する設備及び日時		附属設備名	窯入れ日時	窯出し日時
	素焼き	陶芸窯1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
		陶芸窯2（大）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
	本焼き	陶芸窯1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
陶芸窯2（大）		月 日（ ）：	月 日（ ）：	

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただけます。

使用料の減免承認	<input type="checkbox"/> 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
----------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします		承認番号	
年 月 日 石狩市教育委員会			

別記第6号様式（裏面）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分（表又は様式の下に下線がある場合は、当該表又は様式全部）である。

（石狩市学び交流センター条例施行規則の廃止）

第2条 石狩市学び交流センター条例施行規則（平成23年教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

（石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正）

3 石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（事務分掌）</p> <p>第9条 第3条に定める課の掌握する事務は次のとおりとする。</p> <p>総務企画課～学校教育課 略</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 学び交流センターの管理運営に関すること。</u></p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第9条 略</p> <p>総務企画課～学校教育課 略</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(12) 略</p>

<p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p>文化財課～教育支援課 略</p> <p>2～4 略</p>	<p><u>(13)</u> (改正前第14号と同じ。)</p> <p><u>(14)</u> (改正前第15号と同じ。)</p> <p><u>(15)</u> (改正前第16号と同じ。)</p> <p><u>(16)</u> (改正前第17号と同じ。)</p> <p><u>(17)</u> (改正前第18号と同じ。)</p> <p>文化財課～教育支援課 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	



場所

いしかり砂丘の風資料館
(住所 弁天町三十番地四)

時間

九時三十分から十七時

休館

火曜日

(火曜祝日の場合はその翌日)

入館料

三〇〇円(中学生以下無料)

団体料金 二四〇円

(十五名以上)

いしかり砂丘の風資料館テーマ展

資料館のお宝 二〇二二

穴水コレクション

期間 二月二日から三月三十一日

二〇二二年度に寄贈された資料の中から、

石狩市の教育委員を務められた

穴水氏の寄贈資料をご紹介します。

日本国内だけでなく、外国でしか

見られない昆虫の標本もあります。

どうぞお楽しみください。

